

奈良県告示第三百九十四号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六第二項の規定により令和二年三月奈良県告示第五百号で告示した奈良県保健医療計画を次のとおり変更し、令和六年四月一日から施行する。

なお、変更後の計画は、奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課及び県内の各保健所並びに奈良市保健所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

奈良県知事 山下 真

奈良県保健医療計画（概要）

第一章 医療計画に関する基本的事項

一 計画策定の趣旨

この計画は、次に掲げることを目的としています。

- 1 五疾病六事業、在宅医療及び外来医療について、それぞれに求められる医療機能を明確にした上で、医療提供体制を構築すること。
- 2 県民に対し、地域の医療機関ごとの機能分担の現状への理解を促し、病期に適した質の高い医療を受けられる体制を整備すること。
- 3 病院機能の分化及び連携並びに医師の働き方改革への対応、適正配置及び人材育成等の取組を推進していくこと。

二 基本理念

今後のさらなる少子高齢化社会において、すべての県民が、将来にわたり必要な医療、介護及び福祉のサービスが適切に受けられる、質の高い効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を目指します。

三 計画の性格

- 1 本県における医療提供体制の確保を図るための基本的かつ総合的な計画です。
- 2 医療法第三十条の四の規定に基づく医療計画です。

四 計画の期間

令和六年度から令和十一年度までの六年間の計画です。

なお、在宅医療、医師の確保、外来医療その他必要な事項については、三年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更するものとします。

第二章 奈良県の現状

一 地勢と交通

二 人口構造

三 人口動態

四 県民の受療状況

五 医療提供施設等の状況

第三章 保健医療圏と基準病床数

一 保健医療圏

医療資源の適正な配置並びに医療機関相互の機能の分担及び連携を推進し、県民の保健医療に対する需要に対応するため、圏域を設定します。

保健医療提供体制の整備を図る基本的な単位地域であり、県民の自由な受診を妨げるものではありません。

1 一次保健医療圏

地域住民の日常的な健康相談及び健康管理並びに外来診療で対応する頻度の高い傷病の治療等を総合的及び継続的に提供していく基礎的な圏域として、県内三十九の保健医療圏を設定します。

2 二次保健医療圏

特殊な医療サービスを除く通常の保健医療供給が過不足なく完結されることを目標として整備する圏域として、奈良・東和・西和・中和・南和の五圏域を別表一のとおり設定します。

なお、この圏域は、主として病院の病床の整備を図るべき地域的単位として設定する区域です。

3 三次保健医療圏

特殊な診断又は治療を必要とする高度又は専門的な保健医療サービスを提供する三次保健医療圏は、奈良県全域を一つの圏域とします。

なお、この圏域は、特殊な医療等を提供する病院の病床の確保を図るべき地域的単位として設定される区域です。

二 基準病床数

基準病床数を別表二のとおり定めます。

第四章 地域における医療機能の分担と連携

一 地域医療構想の取組

二 保健医療計画（地域医療構想）と介護保険事業（支援）計画の整合性の確保
三 地域医療支援病院

四 新たな公立病院の医療提供体制

五 地域医療構想・医療費適正化・国民健康保険県単位化一体の取組

第五章 主要な疾病・事業ごとの保健医療体制

一 がん

二 脳卒中・心臓病その他の循環器病

三 糖尿病

四 精神疾患

五 救急医療

六 災害医療

七 へき地医療

八 周産期医療

九 小児医療

十 在宅医療

十一 感染症

第六章 外来医療にかかると医療提供体制の確保

外来医療提供体制確保のための対策

第七章 医療従事者等の確保

一 医師確保

二 看護職員確保

三 歯科医師

四 薬剤師

五 保健師

六 その他の医療従事者

七 介護サービス従事者

第八章 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組

一 健康づくりの推進

二 高齢者福祉対策（介護保険）

三 障害者保健福祉対策

四 母子保健対策

五 難病対策

六 臓器移植等の推進

七 歯科口腔保健医療対策

八 血液の確保等対策

九 アレルギー疾患対策

十 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策

第九章 医療に関する情報提供の推進

一 医療機能の見える化や医療の質の向上の取組

二 県民・患者への医療機能情報の提供

第十章 医療安全と健康危機管理の推進

一 医療の安全の確保

二 医薬品等の適正使用対策

三 医薬分業

四 食品の安全性の確保

第十一章 計画の推進体制

一 計画の推進体制と役割

二 計画の評価と進行管理

別表1 二次保健医療圏

奈良	奈良市
東和	天理市、桜井市、宇陀市、山添村、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村
西和	大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町
中和	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、広陵町
南和	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

別表2 基準病床数

病床の種類別	区域	基準病床数(床)
療養病床及び一般病床	奈良	3,769
	東和	2,257
	西和	3,564
	中和	3,482
	南和	680
精神病床	全県	2,423
結核病床	全県	27
感染症病床	全県	28